

健康保険証の新規発行停止に伴う常勤確認書類の取扱いについて

香川県土木監理課 契約・建設業グループ

マイナンバー法の改正によって健康保険証とマイナンバーカードが一体化できるようになったことから、令和6年12月2日以降、従来の紙の保険証が発行されなくなりました。

建設業許可申請においては、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）及び営業所技術者等の雇用（常勤性）を確認できる書類（以下、「常勤確認書類」という。）の1つとして「健康保険被保険者証カード」の提出を求めてきたところですが、この改正に伴い、令和6年12月2日以降の常勤確認書類については、次のとおり取り扱います。

<常勤役員等（経營業務の管理責任者等）及び営業所技術者等の常勤確認書類>

以下の書類のうち、いずれか1つの写し（申請日時点で最新のもの）を提出してください。

○対象者が法人の役員または従業員の場合（許可申請者が法人の場合）

- ①健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
- ②健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認通知書
- ③住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
- ④厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届
- ⑤厚生年金保険70歳以上算定基礎月額変更・賞与支払届

※原則として、①によって確認します。（対象者の標準報酬が決定されていない、社会保険適用除外の者である、高齢である等の理由で①によって確認できない場合は、②～⑤を提出してください。）

※「健康保険被保険者証カード（従来の紙の保険証）」は、**令和7年12月1日までに終わる許可申請においては、常勤確認書類として提出を認めます。**

※「健康保険被保険者証カード」を提出する場合、被保険者等（本人）の記号・番号及び保険者番号をマスキングしてください。

○対象者が個人事業主の場合（許可申請者が個人事業主の場合）

- ①事業主本人の所得税の確定申告書
- ②事業開始届

※原則として、税務署受付印のある①の控えを提出してください。電子申告している場合は、税務署からの受付通知を併せて提出してください。（受付印または受付通知がない場合は、土木監理課建設業担当までご相談ください。）

※事業開始直後のため確定申告をしていない場合は、②（税務署または県税事務所に届け出たもの）を提出してください。